事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人に関する事務処理方針

特定非営利活動促進法第29条(平成10年法律第7号)および同法施行条例第8条(平成10年福井県条例第32号)に定める事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人に関する事務処理方針を、内閣府国民生活局「NPO法の運用方針」(平成15年3月25日付け)に準じて、下記のとおりとする。

1 事業報告書等が未提出であることの確認

各法人の事業年度の開始月を把握し、事業報告書等の提出期限(事業年度終了の日後3月以内)までに、当該書類が適正に提出されているかを確認する。

2 督促書の送付

事業報告書等の提出期限から2か月が経過しても提出されない場合、法人の代表者あてに「督促書」を送付する。

また、法人の代表者あてに督促書を送付してから1か月が経過しても提出されない場合、法人の役員全員(理事・監事)あてに「督促書」を送付する。

3 福井地方裁判所への過料事件通知

法人の役員全員に督促書を送付してから1か月が経過しても提出されない場合、福井 地方裁判所あてに「過料事件通知書」を送付することができる。

4 未提出理由の市民への説明要請

法人の役員全員に督促書を送付してから2か月が経過しても提出されない場合、法人の役員全員に市民への説明要請書(事業報告書等の提出がなされていない理由および今後の提出予定等に関する説明を要請する文書)を送付する。また、県のホームページに未提出状況および市民への説明要請書を掲載する。

5 認証取消し

3事業年度連続して提出がない場合、当該法人の認証を取り消すことができる。